

外国人の方の退職給付金請求手続きについて

外国人の会員様が脱退し退職給付金をご請求される場合は、お振込先金融機関の口座名義は省略せず、全てご記載いただきますようお願いいたします。またご指定いただける口座は、日本国内の金融機関のみです。海外送金は出来かねますのでご了承ください。

外国人の会員様が、ご退職日以前に母国へ帰国される等、日本国内の口座への送金が出来なくなる場合は、事前に共済会までご連絡いただきますようお願いいたします。

ご加入手続きの受付について

010入会申込書の入会年月日と090第二退職給付金申込書の申込日は、提出月の3か月前まで遡ってご提出されても受付いたしますが、共済契約規程第19条のとおり、事由が生じましたら速やかにご提出ください。

【理由】

共済会の退職金制度は、退職金原資（掛金）を運用し、会員様の在会期間に応じた運用益を反映させた退職給付率で、退職給付金をお支払しております。

従いまして、書類提出日において、3か月以上遡った申込日は、運用期間が在会期間より短くなり、運用益を反映した退職金制度が成り立ちませんので、受理することができません。

各種届出用紙について

010入会申込書、020脱退届兼給付請求書、050届出事項訂正変更届などの各種届出用紙は当会ホームページからダウンロード及び印刷してお使いください。

ご郵送の際は、**折り曲げ厳禁**です。A4用紙がそのまま入る封筒（角2封筒）等でご郵送ください。

※令和のコード番号は【5】です。

※平成のコード番号は【4】です。

Yahoo!等の検索サイトで

大阪民間共済会

検索

ホームページ内の【届出様式ダウンロード】

《ご注意》

以前ご利用いただいていたOCR専用用紙（赤色枠付き用紙）のコピーや、独自で作成した用紙では機械読込が出来ません。必ず、当会ホームページにて提供している用紙をご利用ください。

010入会申込書等で報告した内容に訂正がある場合や、結婚により名字が変わる場合は、「050届出事項訂正・変更届」を提出してください。

また、届出ている本俸が間違っている場合などは、「060基準給与改定届」を提出してください。なお、年度途中の昇給による本俸の訂正はできませんので、翌年の「基準給与算定基礎届」で改定してください。

各種届出用紙の記入方法について

共済会の各種届出用紙にご記入いただきます「濁点」については、フリガナ欄・漢字欄とも、**ひとマスに含めて**ご記入ください。

(例)

正 ス **ズ** キ

誤 ス ~~ズ~~ キ